

議案第 63 号

市川市入札監視委員会条例の制定について

市川市入札監視委員会条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市入札監視委員会条例

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事及びこれに関連する業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約に関する制度の運用状況等について、市長に意見を述べること。
- (2) 委員会が抽出した建設工事等に係る入札参加資格の設定、入札参加者の指名、落札者の決定の経緯等について、市長に意見を述べること。
- (3) 建設工事等に係る入札及び契約並びに建設工事の成績評定に関する苦情について、市長の諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管財部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

入札監視委員会委員	〃 9,100円
-----------	----------

理 由

審議会、審査会等の附属機関の設置について全体的な見直しを行ったことを踏まえ、建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の運用状況等について意見を述べることを任務とする市川市入札監視委員会を附属機関として設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。